

第22期第16回留萌海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和6年3月13日（水） 14時00分から

2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール

3 議事事項

議案第1号

知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

- ・かにかご漁業（日本海北部海域）に係る新規許可

議案第2号

知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

- ・いか釣り漁業（北海道沖合海域）（道外者）に係る新規許可
- ・いるか突棒漁業（北海道沖合海域）に係る新規許可

議案第3号

知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

- ・小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（なまこ）に係る新規許可
- ・小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほっきがい及びえぞばかがい）に係る新規許可

議案第3号

知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答申）

- ・小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（なまこ）に係る新規許可
- ・小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほっきがい及びえぞばかがい）に係る新規許可

議案第4号

特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）

4 報告事項

- （1）共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- （2）定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について

5 その他

6 出席者

委員：今 委員、山田委員、蝦名委員、加藤委員、今村委員、祐川委員、石垣委員、千葉委員、相内委員、奈良委員、高松委員、太田委員
留萌振興局：神崎水産課長、沼田漁業管理係長、小野寺技師、吉中技師
留萌海区漁業調整委員会：三上事務局長、大川主任

7 議事録署名委員：奈良委員、太田委員

8 会議の顛末

三上局長： これより第22期第16回留萌海区漁業調整委員会を開催します。開催にあたり、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長： 海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、年度末の何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、神崎水産課長をはじめ、職員の方々にご臨席いただき、厚くお礼申し上げます。雪が多かった今年の冬でございますが、管内においても、ようやく冬の終わりが感じられる季節となりました。漁業の方でも、カレイ、ニシンなどの刺し網漁業やえびかご漁業も始まり、ホタテ養殖漁業も活発となるなど、浜が活気づく時期を迎えています。漁業活動が活性化すると、それに伴い事故も心配されるところであります。昨年は、幸いにも漁船が関係する海難事故は管内では0件とのことであります。今後とも、事故が発生しないよう、それぞれのお立場で救命胴衣の着用、安全操業、安全航行の普及・啓発に、引き続きご尽力頂きますようお願い申し上げます。さて、来月になりますと現在の第22期の海区委員会も最終の4年目となります。引き続き、皆様のご協力を頂きながら、円滑に議事を進めて参りたいと考えてございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日の委員会では、議題4件、報告事項2件を予定しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。結びとなりますが、本年の春漁が無事故で大漁となりますことと、本日ご出席の皆様のご健勝、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、開会にあたっての挨拶とします。本日はよろしくお願い致します。

三上局長： 今会長、ありがとうございました。次に本日のご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局、神崎水産課長です。

神崎課長： 神崎です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣ですが、沼田漁業管理係長です。

沼田係長： 沼田です。よろしくお願いいたします。

三上局長： 後ろの席となりますが、小野寺技師です。

小野寺技師： 小野寺です。よろしくお願いいたします。

三上局長： そのお隣ですが、吉中技師です。

吉中技師： 吉中です。よろしくお願いいたします。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしく
お願いします。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員14名の
うち、12名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立
いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私
から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、奈良委員と太田委員に
お願いいたします。それでは、議事に入らせて頂きます。議案第1号、第2
号及び第3号を上程します。議案第1号、第2号及び第3号の「制限措置の
内容及び申請すべき期間等について」は関連する内容ですので、一括で説明
させていただきます。事務局から説明願います。

三上局長： それでは関連する内容となっておりますので、議案第1号、第2号及び第
3号について併せて説明いたします。知事許可漁業は、漁業法により、操業
区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定めまして、この制限措置とと
もに申請期間などを公示した上で許可をすることとなっております。この「制
限措置」、「申請期間」などを定めるときには、関係する海区漁業調整委員会
の意見を聴くこととされており、お手元に配布している資料で、右上に
議案1号資料と書かれている資料をご覧ください。こちらの1ページに、知
事から当委員会への諮問文を添付しております。令和6年2月13日付け漁
管第2368号により、北海道知事からより当委員会へ諮問されています。
対象漁業は、かにかご漁業（日本海北部海域）でございます。この漁業は、
1年単位の許認可であり、昨年この時期に同様の諮問がありました。1枚
おめくりいただき、次のページ、2ページをご覧ください。折り込んでい
る資料となっておりますが、こちらが公示案となります。制限措置の（1）漁業
種類から（6）の漁業を営む者の資格まで、現行の内容から変更がありません。
（2）の操業区域は日本海北部海域で、資料の8ページに海域図を掲載
しております。（3）の漁業時期は、7月1日から翌年4月30日まで（4）
の許可又は起業の認可すべき船舶等の数は3隻（5）の船舶の総トン数は2

〇〇トン未満となっております。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、年が令和5年から令和6年になっております。2ページ一番右に備考欄がありますが、備考の1の許可の有効期間、2の起業の認可の有効期間につきましても年の変更のみであります。4の許可に当たっての条件も特に変更ありません。なお、参考資料として資料3ページから、本漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通し願います。以上で議案第1号の説明を終わります。引き続き、議案第2号について、説明致します。議案2号資料の1ページに、知事から当委員会への諮問文を添付しております。令和6年2月19日付け漁管第2414号により、北海道知事からより当委員会へ諮問されています。対象漁業は、別紙1のとおりとなっております。おめくりいただきまして、裏面の2ページが別紙1です。こちらの別紙1では各海区ごとにご審議いただく知事漁業許可が一覧で記載されております。今回の留萌海区へ諮問されている漁業としましては、(1)のいるか突棒漁業(北海道沖合海域、道内者)と(2)のいか釣り漁業(北海道沖合海域、道外者)であります。こちら、議案1号と同じく1年単位の許認可であり、昨年この時期に諮問がありました。次のページ、3ページとなりますが、こちらに今回の公示案と前回公示との相違点が記載されております。表の左側のいるか突棒漁業道内者につきましては、漁業種類から漁業を営む者の資格まで、現行の内容から変わっておりません。表の右側のいか釣り漁業の道外者につきましては、表の上から5段目の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、16隻減少して、合計330隻となっております。その他の部分では変更なしとなっております。この表の下の特記事項とありますが、いか釣り漁業の特記事項として、黒四角が2つあります。その1つ目は、資料1-2、従来の有効期間満了に伴う新規の許可に相当とあります。そして、2つ目の四角では、資料1-3、令和6年能登半島地震の発生に伴う特措法の適用を受けた措置と記載しております。これについて説明致します。資料ですが、12ページの資料1-2、それから16ページの資料1-3を折り込んでいる資料となりますが、こちらで説明致します。12ページの資料1-2と16ページの資料1-3であります。どちらもいか釣り漁業道外者の公示案となります。12ページの公示案は、こちらは通常の従来の許可からの継続の位置づけであります。16ページの公示案は、令和6年能登半島地震の発生に伴い、特措法の適用を受けまして、災害発生市町村の区域に居住しているか、漁業根拠地を有する漁業者が対象であります。つまり今回は同じ漁業許可で、2種類の公示案が用意されています。この2種類の違いですが、16ページの右側の備考の1に、許可の有効期間がありまして、令和6年7月1日から令和7年5月31日までとなっております。ここが通常は6月1日からとなっていたものが7月1日からと1ヶ月後ろに時期がずれています。これは、現行の許可の有効期間は、もともと5月31日までとなっていたものが、特措法の適用を受けまして、6月30日まで

に延長されております。このため、新規の許可の有効期間の開始は、被災地以外では例年通り6月1日からとなり、災害発生市町村の区域に被災地関係漁業者は、延長された6月30日の翌日であります7月1日からとなりました。このため許可の有効期間が、2パターンとなりますことから、公示案が様式1-2と様式1-3と2通りとなっております。備考の4の許可に当たっての条件は変更がありません。なお、議案第2号につきましても、参考資料として、18ページから本漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通し願います。以上で議案第2号の説明を終わります。引き続き議案第3号について説明いたします。議案3号資料の1ページに、知事から当委員会への諮問文を添付しております。2月16日付け留水産第1377号で北海道知事より当委員会へ諮問されています。対象漁業は、小型機船底びき網漁業の「なまこ」と同じく小型機船底びき網漁業の「ほっきがい及びえぞばかがい」でございます。1枚おめくりいただき、次のページ、資料2ページがなまこの公示案となります。制限措置の(1)漁業種類から(6)漁業を営む者の資格まで、現行の内容から変わっておりません。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、年が令和4年から令和5年となりまして、月日については変更ありません。備考欄の1の許可の有効期間、2の起業の認可の有効期間につきましても年の変更のみであります。4の許可に当たっての条件も特に変更ありません。資料は飛びまして、9ページをご覧ください。こちらがほっきがい及びえぞばかがいの公示案となります。制限措置の(1)漁業種類から(6)漁業を営む者の資格まで、現行の内容からほとんど変わっておりませんが、昨年の漁業権の切替等に伴いまして、苫前地区が対象から外れまして、また天塩地区と初山別地区は、(4)の船舶等の数が減少となっております。備考欄の4の許可に当たっての条件は特に変更ありません。なお、参考資料として資料3ページと資料10ページには、それぞれ現行の本漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いを添付しておりますので、後ほどお目通し願います。以上で議案第1号から3号までの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長： ただいま説明の、議案第1号、第2号及び第3号について、ご意見、ご質問はありませんか。

蝦名委員： 議案第1号のかにかご漁業（日本海北部海域）の3隻については、どちらの所属になりますか。それから操業している実態はあるのでしょうか。

三上局長： 所属については、小樽機船と稚内機船となります。操業実態につきましても、昨年確認したところ、1隻が機関故障により一時操業できない時期があったようですが、3隻とも操業実態がありました。

蝦名委員： わかりました。

高松委員： かにかご漁業（日本海北部海域）の武蔵堆海域周辺での操業について、えびかご漁業と同じ海域での操業でしょうか。と申しますのは、管内のまぐろ漁業について、今年のはえなわを着業する人が増えると思っており、そうなる漁場の関係から、武蔵堆海域で操業する隻数の増加を心配しています。今は縄の仕掛けも変わってきて深みを利用したいと考えているんですけど、えびかご漁業の操業海域はある程度把握していますが、かにかご漁業（日本海北部海域）の操業海域はどのあたりか情報がありますでしょうか。会長は、以前えびかご漁業の大型を操業されていましたが、当時はどうでしたか。

議長： 私が現役でやっていた頃には、何度か漁場が競合したことはありますが、邪魔になってどうこうといったトラブルはありませんでした。最近の状況はわかりませんが。

高松委員： わかりました。ありがとうございます。

議長： 他にご意見、ご質問はありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： ご意見がなければ、議案第1号、第2号及び第3号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」は、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員： （異議なしの声）

議長： それでは、そのように答申することを決定します。続きまして議案第4号を上程します。議案第4号「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を事務局から説明願います。

三上局長： 議案第4号についてご説明いたします。議案第4号資料の1ページに、知事から当委員会への諮問文を添付しております。令和6年2月14日付け漁管第2374号により、北海道知事から当委員会へ諮問されています。諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源のくろまぐろ小型魚・大型魚、すけとうだら、するめいかに関する令和6管理年度における漁獲可能量を次の2ページから3ページまでの別紙1のとおり定めるため、同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものあります。対象は令和6年4月から令和7年3月までの管理期間となるクロマグロ、スケト

ウダラ、スルメイカの3魚種です。また、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、4ページから5ページまでの別紙2の取扱い、いわゆる道の恣意性のない機械的な変更による事後報告対応とするため、同条第5項において準用する第2項の規定により、併せて当委員会の意見を聴くものであります。まず、令和6管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。資料6ページの資料1-1の「令和6年のTACについて」をご覧ください。これは、2月8日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国から示された、スケトウダラ及びスルメイカの令和6管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。この中で、主に日本海に係する箇所を中心に説明いたします。6ページの中段にあるスケトウダラの日本海北部系群であります。こちら、MSY最大持続生産量を達成するための親魚量は38万トン、限界管理基準値は17.1万トン、2022年の親魚量は10.8万トンで限界管理基準値を下回る資源状態となっておりますが、資源評価の結果、親魚量が増加したことにより、資源管理基本方針の漁獲シナリオに基づき令和6管理年度のTACは2万2千9百トンで、そのうち大臣許可漁業（沖合底びき網漁業）への配分が1万5千4百トン、北海道漁獲可能量は7千4百トンとなっております。次に、するめいかですが、冬季発生系群と秋季発生系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。冬季発生系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値）は23万4千トンのところ、2022年の親魚量は5万6千トンで、限界管理基準値を下回る資源状況、また、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量は32万9千トンのところ、2022年の親魚量は19万4千トンと目標管理基準値を下回る資源状態となっております。するめいかは、令和4管理年度から3年間の漁獲量固定シナリオが採択されており、令和6管理年度は令和5管理年度と同様に、両系群の合計値の79,200トンが、令和6年のTACとして設定されています。また、大臣許可漁業（いか釣り漁業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）への配分が21,000トン、北海道には2,400トンが配分されています。次に、資源ごとの道内配分の考え方について説明いたします。まずは9ページの【すけとうだら】をご覧ください。上から2つめの、②「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、「オホーツク海南部」は国からの配分どおり現行水準とします。③「日本海北部系群」及び「太平洋系群」は、知事許可漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」及び「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」については、現行水準とします。④「日本海北部系群」における「すけとうだら日本海漁業」と「その他漁業」への配分は、「令和4年までの直近3カ年の平均採捕量比率」と「前年当初TACの配分比率」を1：1で案分した比率により配分しまして、すけとうだら漁業は5,540トンとしま

す。これら配分の具体的な内容と現行水準管理区分の目安の数量は、10ページと11ページに基礎となる数字をお示ししていますので、後ほどお目通し願います。次に、12ページの【するめいか】をご覧ください。するめいかは、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、2,400トン全量を北海道するめいかを採捕する漁業に配分することとします。今回するめいかTACは減少となっておりますが、国の留保枠は50,200トンと潤沢にあり、北海道は留保枠から優先的に追加配分を受けられる制度が運用されております。続きまして、くろまぐろについて、資料14ページをご覧ください。くろまぐろについては、令和4管理年度に、これまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、令和3管理年度まで振興局単位で詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。このあたりの経緯と内容は16ページの資料1-6に記載していますので後ほどお目通しいただければと思います。令和6管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量はそれぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしておりますが、小型魚につきましては、過去の超過分の差し引きが終了したことにより、113トンが配分されております。また大型魚は320.7トンが配分されております。なお、今後令和5管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある見込みとなっております。15ページの資料1-5に「令和5年と令和6年の配分量の比較について」としまして、今年度と来年度のTAC数量について、添付しておりますので参考としてください。最後に資料が戻りますが4ページの別紙2、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないように配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。資料4ページ下から5ページにかけて記載されております。2. 令和6管理年度の取扱いをご覧ください。こちらの(1)から(6)にかけて、関係魚種、系群に係るそれぞれの機械的な配分手法について記載しております。日本海に関係する所として、(1)のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）では、国からの追加配分及び融通については、全量を北海道くろまぐろ漁業から加除する。(3)のすけとうだら日本海系群では、繰越しに係る漁

獲可能量の追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分することとする。(4)のすけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群では、融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠とする。(6)のするめいかでは、国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道するめいかを採捕する漁業から加除することとする。としております。これらは、いずれも北海道資源管理方針別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。長くなりましたが、議案第4号の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長： ただいま説明の、議案第4号について、ご意見、ご質問はありませんか。

加藤委員： 本日の北海道新聞で水産庁がクロマグロの追加配分を提示との記事が掲載されておりました。追加配分は6月頃に確定するとのことですが、北海道への追加配分時期はいつ頃となるのでしょうか。

三上局長： 3月末で令和5管理年度の漁期が終了しますので、その後最終集計、確認して、繰越数量を確定させてから、所定の手続きを経て、追加配分になると思います。6月頃に確定との報道ですが、例年は5月頃に追加配分の通知があります。留萌管内のまぐろ漁業は、例年8月からの操業となり、漁期頭から追加配分も含んだ形での操業となっています。

議長： よろしいでしょうか。他に意見、ご質問はありませんか。

委員： (ありませんの声)

議長： ご意見がなければ、議案第4号の「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」は、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員： (異議なしの声)

議長： それでは、そのように答申することを決定します。次に報告事項として事務局から2件報告がありますので説明願います。

三上局長： それでは、報告事項について2件あわせて説明します。報告事項の一つ目は、「海面共同漁業権及び海面区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告」であります。この報告は、例年、各漁協から報告いただいている「資源管理

の状況等の報告」等を北海道で確認し、各漁業権の「資源管理等に関する取組の実施状況」、「漁場の活用及び漁業権の行使状況」について、北海道の意見を付して本委員会に報告するものです。なお、今回報告の対象としている期間は、令和4年1月1日～12月31日となっております。それでは、報告事項資料の1ページを資料をご覧ください。令和6年2月20日付け漁管第2419号により、北海道知事より本委員会へ報告されております。報告文を読み上げます。貴海区の漁業権者から漁業法第90条第1項の規定により次のとおり資源管理の状況等の報告を受けたことから、同法同条第2項の規定により報告します。報告の内容は別紙のとおりとされておまして、1枚おめくり頂き、2ページをご覧ください。こちらが別紙となります。資料の2ページから9ページまでが共同漁業権、資料の10ページが区画漁業権となります。付されている意見について、まず共同漁業権でございますが、留萌海区において共同漁業権の資源管理の取組状況は、いずれも適切に資源管理等に取り組みされていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められております。この認められる、認められないの判断は、漁業法第91条で「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」又は「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」に該当しない場合とされております。この第91条に該当する場合は、都道府県知事が必要な措置を講ずべきとの指導をすることになっております。今回の留萌管内の報告における各漁業権の行使状況におきましては、一部で行使されていない魚種及び漁業のある漁業権が散見されましたが、これについては対象魚種の資源状況が悪く資源保護のため休業しているなどの合理的な理由が確認されたため、このような漁業権は適切かつ有効に漁場が活用されていると認められております。次に区画漁業権であります。資料は10ページをご覧ください。区画漁業権につきましても、資源管理の取組状況で、いずれも適切に資源管理等に取り組みされていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められております。以上が報告事項（1）であります。続きまして報告事項（2）として、「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告」であります。資料は11ページとなりまして、令和6年2月29日付け漁管第2504号により、北海道知事より本委員会へ報告されております。本文の内容は、先ほどと同じですので省略します。1枚おめくり頂まして、資料12ページをご覧ください。こちらが別紙となります。今回は、留ひらめ定第1号のみが対象です。なお、さけ定置は、漁期が異なりますので、今回の報告には含んでおりません。今回の留ひらめ定第1号ですが、資源管理の取組状況 及び 漁場の活用状況のいずれも、記載されておりますとおり、適切と認められております。以上で報告事項（1）（2）の説明を終わります。

議長： ただいま、報告事項の説明がありました。これについて、ご質問はありませんか。

高松委員： このような報告が、よく世間からの批判の対象となるので教えてほしいのですが、毎年漁業協同組合から提出される資源管理の状況報告を、道で内容確認して適切であると認められたとの説明でありましたが、この資料を見てどのような管理状態かということは全くわかりません。我々は当然わかっているんですけど。世間一般から見ると中身がわかりません。このような報告をされるということは内容は精査されているということですよ。

三上局長： 漁業法が改正され、漁場を適切かつ有効に活用することが、漁業権の免許の要件でもありまして、道では関係漁業協同組合から毎年所定の様式に基づいた報告書を提出頂いて、その内容を確認しています。

高松委員： 知り合いの学者からは、中身が一切わからないと言われたものです。漁協から道へ報告されているといえ、道からは、この簡単な通知のみということですので。また、漁場の管理は、漁業権行使規則のほかにも、さらに各漁業の部会において、より厳格な内容の管理を行っている事例もあります。そのようなものまで報告で反映されるものでしょうか。

三上局長： 漁業法に基づく漁場の管理でありますので、報告される内容については、ある程度定まった内容でとりまとめる必要があるかと考えますが、さきほどの部会単位でのルールなど、漁協から提出される報告では、反映しきれない部分もあるとは思いますが。漁業権を免許する側の道としても、振興局において日々の業務を通じて、そのような情報の把握に取り組んでいき、提出された報告内容とともに総合的に判断されていくものと考えます。

高松委員： わかりました。

議長： 他に意見、ご質問はありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： 最後に、その他として、委員の皆様から何かありませんか。

委員： （ありませんの声）

議長： それでは、以上を持ちまして本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。

三上局長： 今会長どうもありがとうございました。以上で本日の委員会を終了いたします。

《閉 会》

15時15分